# 年　　金

## （ 制　度　編 ）

公立学校共済組合
長期給付事業キャラクター
かめるん

# 公的年金制度の概要

＜年金制度＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３階部分 | | 企業年金 | 年金払い退職給付 |
| ２階部分 | 国民年金基金（任意加入） | 厚　生　年　金 | |
| １階部分 | 国民年金（基礎年金） | | |
| | 【第１号被保険者】 | 【第２号被保険者】 | 【第３号被保険者】 |
| | 自営業者・学生等 | 民間（会社員） | 公務員 | 第２号被保険者の被扶養配偶者 |
| 国民年金保険料の納付方法 | 自分で納付 | 第２号被保険者が加入している年金制度から拠出 | |

# 公的年金制度の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２階部分 | 国民年金基金（任意加入） | 厚　生　年　金 | |
| １階部分 | 国民年金（基礎年金） | | |
| | 【第１号被保険者】 | 【第２号被保険者】 | 【第３号被保険者】 |
| | 自営業者・学生等 | 民間（会社員） | 公務員 | 第２号被保険者の被扶養配偶者 |
| 国民年金保険料の納付方法 | 自分で納付 | 第２号被保険者が加入している年金制度から拠出 | |

# 国民年金の種類及び受給要件

| 種　　類 | 受　給　要　件 |
| --- | --- |
| 老齢基礎年金 | ・加入期間等が10年以上ある者に65歳から支給 |
| 障害基礎年金 | ・障害等級１級又は２級の障害状態にあると認定されたときに支給 |
| 遺族基礎年金 | ・在職中又は退職後に死亡したとき、その者が生計を維持していた18歳未満の既婚していない子等がいる場合に支給 |

※　保険料納付要件あり

# 厚生年金の種類及び受給要件

| 種　　類 | 受　給　要　件 |
| --- | --- |
| 老齢厚生年金 | ・組合員期間等が10年以上ある者が65歳から受給できる。<br>※　組合員期間等とは、年金制度加入期間を合算した期間 |
| 障害厚生年金 | ・厚生年金保険者であるときに初診日のある傷病<br>・初診日から原則１年６月を経過している（特例症例などの例外もある）<br>・１級～３級の障害状態に該当した者又は退職後65歳までに１級～３級の障害状態に該当した者<br>・初診日のある月の前々月までに国民年金保険料納付要件を満たしている |
| 遺族厚生年金 | ・在職者や老齢厚生年金受給者又は老齢厚生年金の受給資格を有している者が死亡したとき該当する遺族が受給<br>・元組合員が退職後に組合員であった間に初診日のある傷病により初診日から5年以内に死亡したとき該当した遺族が受給 |

# 加給年金額

組合員期間及び他の被用者年金制度（厚生年金）の加入期間を合算して20年以上ある者が65歳に達し老齢厚生年金の受給権が発生した時、加給年金額対象者と生計を共にしている場合、 加算されます。

また、複数の年金制度の加入期間がある場合、加入期間が長い実施機関から支給されます。

| 対　象　者 | 年　齢　要　件 | 収　入　要　件 | 加 給 年 金 額 |
|---|---|---|---|
| 配　偶　者 | 65　歳　未　満 | ・恒常的収入が850万円未満（所得が655.5万円未満）<br>※　限度額以上であっても5年以内に定年退職等により限度額未満になると見込まれる場合該当 | 388,900円 |
| 子 | ・18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）の属する年度末までの間にある子<br>・20歳未満で障害等級の１級又は２級の障害状態にある子 | | ２人まで<br>１人につき<br>223,800円<br>3人目から<br>１人につき<br>74,600円 |

加給年金額の支給停止

配偶者　・・・原則として加入期間が20年以上ある年金または障害を事由とする年金を受給しているとき

# 公的年金制度の概要

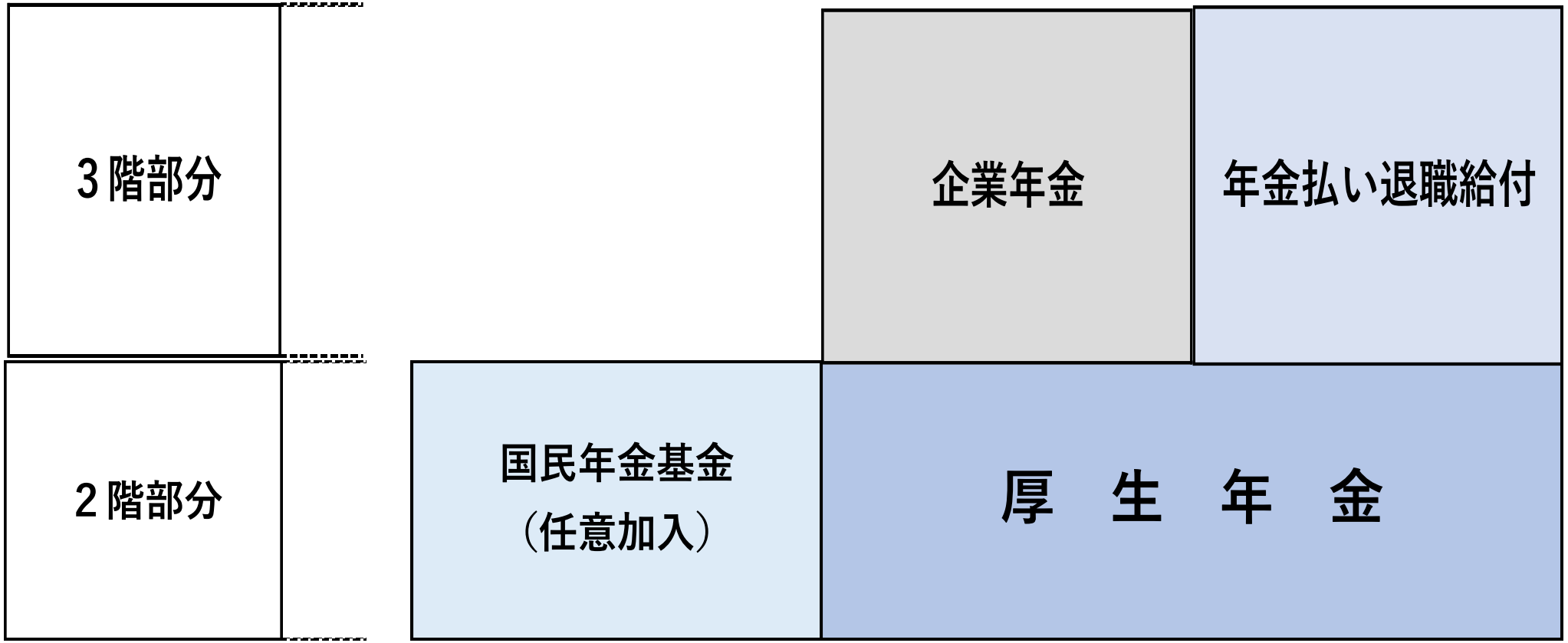

# ３階部分

平成27年９月30日以前

経過的職域加算額

（旧3階部分）

年金払い退職給付

（新3階部分）

平成27年10月1日から

# 年金払い退職給付

3階部分

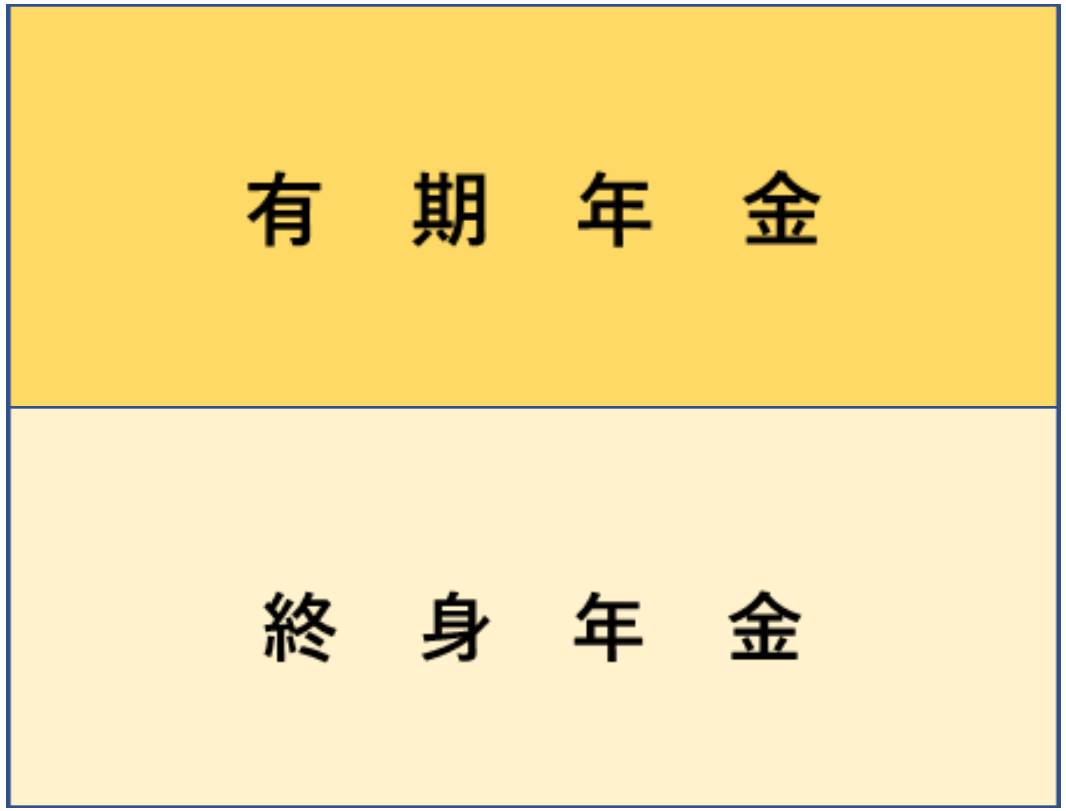

# 年金払い退職給付

## 受　給　要　件

・1年以上の引き続く組合員期間を有すること

・65歳以上であること

・退職していること

**有　期　年　金**

**選択制**

- 有期年金を**一時金で支給**
- 有期年金を**10年で支給**
- 有期年金を**20年で支給**

**終　身　年　金**

- 終身年金を**一生涯支給**

# 年金の繰上げ・繰下げ制度

体の調子が良くないから年金の受給開始を早くしようかなぁ

まだまだ元気で仕事好きだから、年金の受給開始を遅くしようかなぁ

# 繰上げ制度

## 改正前

令和4年３月31日まで

１月あたり
0.5％の減額

## 改正後

令和4年4月１日以降60歳に到達

昭和37年4月2日以降生まれ

１月あたり
0.4％の減額

# 繰上げ制度

| 受給開始年齢<br>（）内は繰り上げる月数 | 減額率 | |
|---|---|---|
| | 令和4年3月31日以前60歳到達 | 令和4年4月１日以降60歳到達 |
| 60歳（60月） | 30% | 24.0% |
| 61歳（48月） | 24% | 19.2% |
| 62歳（36月） | 18% | 14.4% |
| 63歳（24月） | 12% | 9.6% |
| 64歳（12月） | 6% | 4.8% |

注・60歳から65歳に達するまでの間に、月単位で請求できます。
・減額される他にも、全ての年金を同時に繰上げることが必要です。

# 繰下げ制度

## 改正前

令和4年３月31日まで

66歳から70歳まで
繰下げ可能

## 改正後

令和4年4月１日以降70歳に到達
昭和27年4月2日以降生まれ

66歳から75歳まで
繰下げ可能

# 繰下げ制度

| 受給開始年齢<br>（）内は繰り下げる月数 | 増額率 | |
|---|---|---|
| | 令和4年3月31日以前70歳到達 | 令和4年4月１日以降60歳到達 |
| 66歳（12月） | 8.4% | 8.4% |
| 67歳（24月） | 16.8% | 16.8% |
| 68歳（36月） | 25.2% | 25.2% |
| 69歳（48月） | 33.6% | 33.6% |
| 70歳（60月） | 42.0% | 42.0% |
| 71歳（72月） | | 50.4% |
| 72歳（84月） | | 58.8% |
| 73歳（96月） | | 67.2% |
| 74歳（108月） | | 75.6% |
| 75歳（120月） | | 84.0% |

# 年金を繰上げ、繰下げ、正規で受給した場合

生年月日　昭和37年4月2日以降

たとえば・・・

**年金額132万円**

| | | |
|---|---|---|
| Aさん・・・60歳から受給（繰上げ） | 24％の減額 | 1,003,200円 |
| Bさん・・・65歳から受給（正　規） | | 1,320,000円 |
| Cさん・・・75歳から受給（繰下げ） | 84％の増額 | 2,428,800円 |

# 年金累計額（繰上げ・繰下げ・正規）

| | 支給年齢 | 減・増額率 | 年金額 |
|---|---|---|---|
| 繰上げ | 60歳 | －24％ | 1,003,200円 |
| 正　規 | 65歳 | 0％ | 1,320,000円 |
| 繰下げ | 75歳 | ＋84％ | 2,428,800円 |

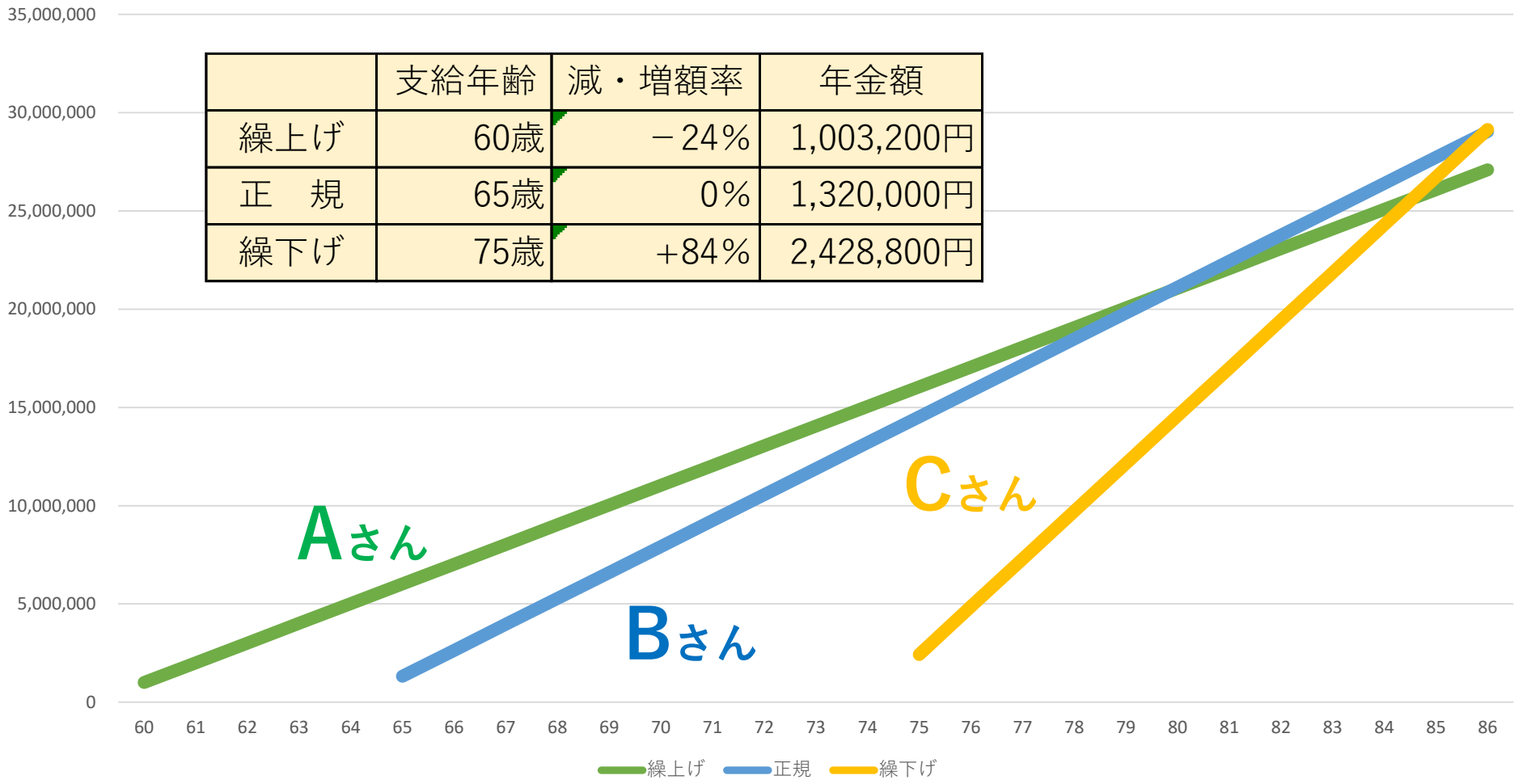

# 老齢厚生年金の支給停止

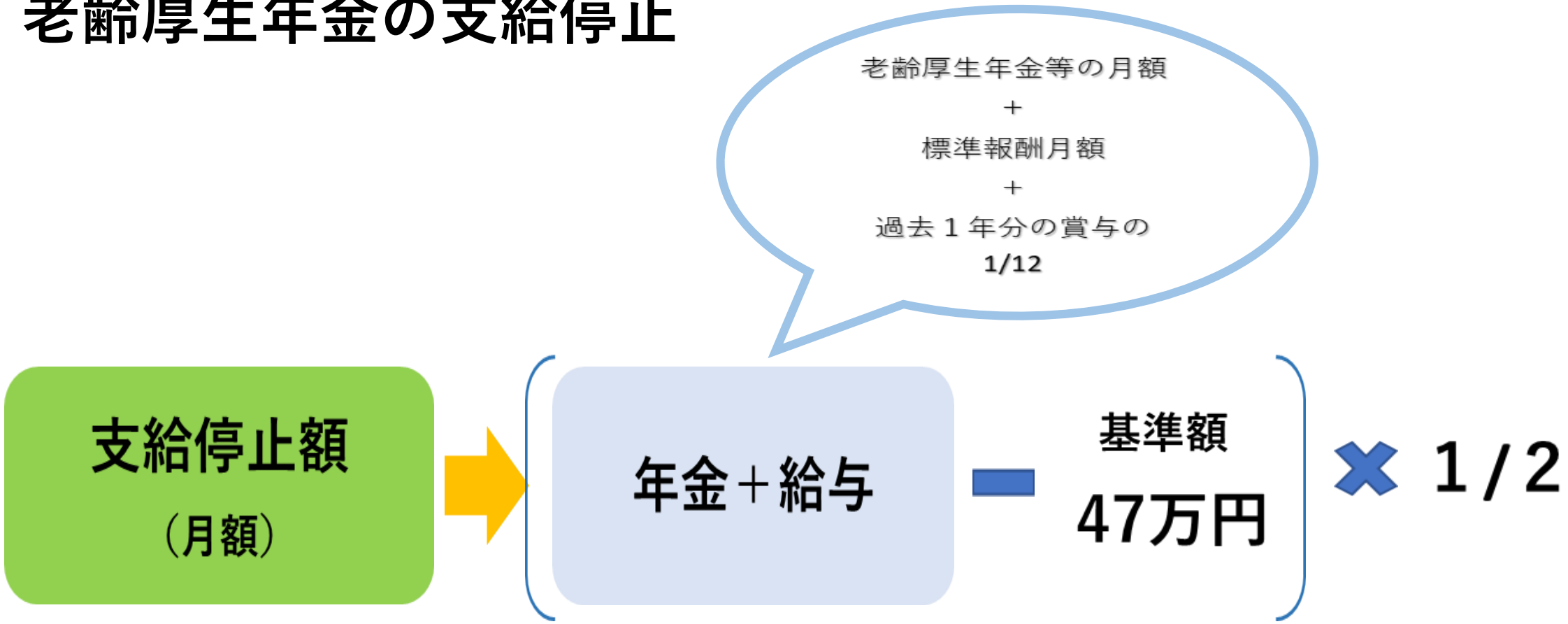

# 老齢厚生年金の支給停止

**たとえば・・・**

**年金受給権発生者**

**Aさんの場合**

老齢厚生年金額等・・・132万円　（月額　11万円）
標準報酬月額　　・・・　32万円
過去一年間の賞与・・・　72万円　（1か月あたり6万円）

支給停止額　　年金＋給与　　基準額

11万＋32万＋6万

1万円 ＝ [ 49万円 － 47万円 ] × 1/2

※　年金額（月額）11万円－支給停止額　1万円

**支給停止後の年金額（月額）10万円**

ご視聴いただき
ありがとうございました。